

ルールある経済社会を - 資本主義のあり方を問う

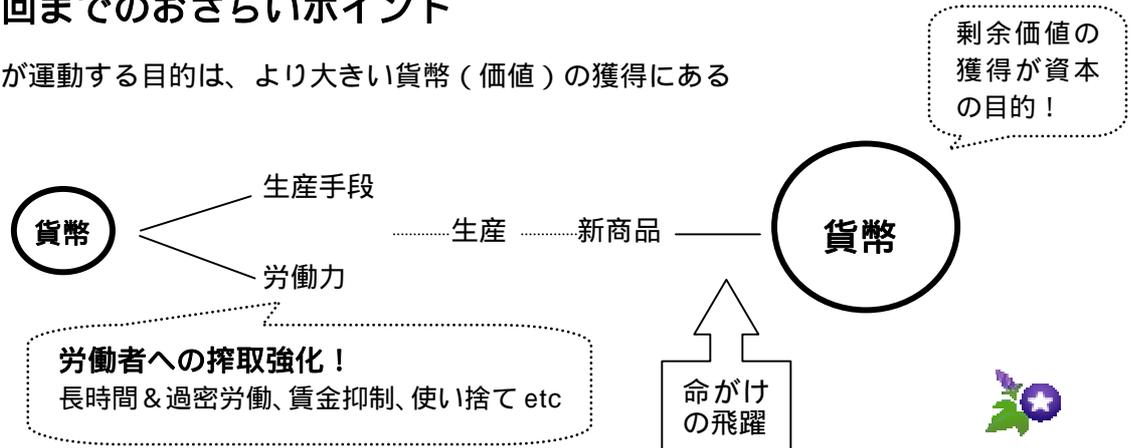
09.7.2

岡山県労働者学習協会 長久啓太

ブログ「勉客商売」 <http://benkaku.typepad.jp/blog/>

一。前回までのおさらいポイント

資本が運動する目的は、より大きい貨幣（価値）の獲得にある



「資本主義的生産過程を推進する動機とそれを規定する目的とは、できるだけ大きな資本の自己増殖、すなわちできるだけ大きな剰余価値の生産、したがって資本家による労働力のできるだけ大きな搾取である」

（『資本論』第11章、576P）

富の蓄積、貧困の蓄積

「一方の極における富の蓄積は、同時に、その対極における、すなわち自分自身の生産物を資本として生産する階級の側における、貧困、労働苦、奴隷状態、無知、野蛮化、および道徳的墮落の蓄積である」 （『資本論』第23章、675P）

強い「反作用」を生み出す

「貧困、抑圧、隷属、墮落、搾取の総量は増大するが、しかしまた、絶えず膨張するところの、資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され結合され組織される労働者階級の反抗もまた増大する」 （『資本論』第24章、1306P）

* 労働者は、労働組合に団結し、数の力で資本と対決する。必然的法則。

* その労働者の団結が広がり、たたかいが大きくなればなるほど、資本を規制する力が強くなっていく。

二。社会による規制が、資本の横暴を規制する



社会による「強制」とは

*ふたたび、マルクスのこの言葉を考えてみましょう

「大洪水よ、わが亡きあとに来たれ！」これがすべての資本家およびすべての資本家国民のスローガンである。それゆえ、資本は、社会によって強制されるのでなければ、労働者の健康と寿命に対し、なんらの顧慮も払わない。肉体的、精神的萎縮、早死、過度労働の拷問にかんする苦情伊に答えて資本は言うわれらが楽しみ（利潤）を増すがゆえに、われら、かの艱苦（かんく）に悩むべきなのか？ と（*）。しかし、全体として見れば、このこともまた、個々の資本家の善意または悪意に依存するものではない。自由競争は、資本主義的生産の内在的な諸法則を、個々の資本家にたいして外的な強制法則として通させるのである」（『資本論』第8章、464P）

*ゲーテの詩の一節をもじったもの

2つの「強制」の言葉は、意味がそれぞれ違います

*文章の最後のところに出てくる「強制」の意味。資本主義経済のしくみそのものが、資本家に「利潤を追い求める」ことを「強制する」。

*文章冒頭の「強制」の意味。利潤第一主義の横暴から労働者や国民の利益をまもる社会的な強制、すなわち「社会的バリケード」をつくり、資本の手をしぼる。

「意識的かつ計画的な反作用」

*マルクスは、イギリスの労働者が闘いとった労働時間を10時間に制限する「工場法」を高く評価し、その意味を明らかにする。

「工場立法、すなわち社会が、その生産過程の自然成長的姿態に与えたこの最初の意識的かつ計画的な反作用は、すでに見たように、綿糸や自動紡績機や電信機と同じく、大工業の必然的産物である」（『資本論』、828P）



「工場立法の一般化は、生産過程の物質的諸条件および社会的結合とともに、生産過程の資本主義敵形態の矛盾と諸敵対とを、それゆえ同時に、新しい社会の形成要素を古い社会の変化契機を成熟させる」（『資本論』、864P）

資本主義の歴史的発展の度合いをはかる重要な尺度

「むきだしの資本の論理を、社会全体の安心や安定、平和や豊かさを求めるその国の労働者・国民がどこまで制御し、管理することに成功しているか...つまり、...国民による資本主義の民主的管理がどこまで達成されているか」

（石川康宏「『資本主義の限界』を考える」、『経済』09年1月号）

三。「ルールある経済社会」は世界の発展方向

1. 大きな発展をとげてきた「社会的ルールづくり」

労働時間の規制だけではなく

- * 賃金、雇用形態、解雇規制、差別禁止...
- * 社会的・政治的自由、女性差別、障害者差別...
- * 企業活動のルール、企業の社会的責任、環境対策...



「社会による規制」の方式も多様に

- * 国法（法律）による規制を基本にしながらも
- * 国際的な条約
- * 全国的な団体協約
- * 行政の指導や世論の監視など



2. その歴史的経過を3つの節目をとおしてみる

第1次世界大戦（1914～1918）を転機にして起った変化

- * 1917年のロシア革命
 - ・ 8時間労働制など働く人びとの権利、社会保障制度の旗をかかげる
 - ・ ドイツのワイマール憲法（日本国憲法25条の源流のひとつ）に影響を与える
- * 1919年、国際労働機関（ILO）の創設
 - ・ 労働者の権利を守ることを任務とした国際機関の誕生
 - ・ 利潤第一主義の横暴を制限する「社会的ルール」を国際化する道が開かれた
 - ・ ILO憲章の「前文」

「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができるから、そして、世界の平和及び協調が危くされるほど大きな社会不安を起こすような不正、困苦及び窮乏を多数の人民にもたらす労働条件が存在し、且つ、これらの労働条件を、たとえば、1日及び1週の最長労働時間の設定を含む労働時間の規制、労働力供給の調整、失業の防止、妥当な生活賃金の支給、雇用から生ずる疾病・疾患・負傷に対する労働者の保護、児童・年少者・婦人の保護、老年及び廃疾に対する給付、自国以外の国において使用される場合における労働者の利益の保護、同一価値の労働に対する同一報酬の原則の承認、結社の自由の原則の承認、職業的及び技術的教育の組織並びに他の措置によって改善することが急務であるから、また、いずれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは、自国における労働条件の改善を希望する他の国の障害となるから、締約国は、正義及び人道の感情と世界の恒久平和を確保する希望とに促されて、且つ、この前文に掲げた目的を達成するために、次の国際労働機関憲章に同意する」

1936年、「人民戦線」の時代に、フランスで勝ちとられた団体協約

- * 経営者の全国組織と労働組合の全国組織とのあいだで、労働者の権利と労働条件を定めた団体協約が成立。階級と階級とのあいだの協定とっていい全国協約。
- * 有給休暇制度も、このとき初めて誕生したもの

【横道話 - ヨーロッパの有給休暇事情と、有給教育休暇について】

- ・ イタリア憲法 36 条には、有給休暇を「放棄することはできない」とある。
「自分のバカンスの権利を大切にしているイタリア人は、他人の権利行使を非難しない」(脇田滋さん)
- ・ まとめて取得が常識。産婦人科医もバカンス！
「バカンスは人間を取り戻す時間」「人間の基本的な権利として社会に深く根ざしている」(同前)
- ・ 有給教育休暇 (ILO 140 号条約、1974 年) って、知ってますか？

ILO 日本事務所 HP より

[概要]

有給教育休暇とは、教育を目的として所定の期間労働者に与えられる有給休暇とされる。そして、この休暇は 1. あらゆる段階での訓練 2. 一般教育、社会教育及び市民教育 3. 労働組合教育の 3 種のものに限定され、これ以外のものはこの条約の適用対象ではない。



加盟国は、このような有給教育休暇の付与を促進するための政策を策定し、適用する。政策の策定と適用については、公共当局、労使団体、教育訓練機関が参画するものとされる。有給教育休暇のための財源は、費用をまかなうに足りるほど十分な額であるだけでなく、永続的なものでなければならない。

- ・ ヨーロッパなどでは、有給教育休暇の導入が広がってきている
- ・ 日本では、日本青年団協議会 (日青協) がこの条約を批准すべきだと日本政府に熱心に訴えているが、日本政府は拒否し続けている。

第 2 次世界大戦と国際連合発足

- * 国連は、「社会的ルール」を活動の新たな領域に広げ、その国際化を新しい段階に高める上でも、大きな役割を果たした。
- * 世界人権宣言 (1948 年) 国際人権規約 (1966 年、自由権規約と社会権規約がある) 女性差別撤廃条約 (1979 年) などが採択され、そうした「社会的ルール」の全面実施が世界のすべての国の条約上の義務となった。
- * 国際労働機関 (ILO) も国連の一機関として新たな位置づけをもち、力強い活動を展開している。
- * これらの機構や機関が、国際的な「工場監督官」の役割を果たしている。

これらの国際的な「社会的ルール」をつくらせる原動力は、人びとの闘い

* 欧州連合（EU）の果たしている役割

- ・ EU加盟各国での「ルールづくり」の司令塔として、先導・監督の役割を担っている。
- ・ 資本主義の枠内での数々の矛盾や問題をかかえながらも、ルールある経済社会としての歩みを進めている。

参考文献

- 『労働法を考える』（脇田滋、新日本出版社、2007年）
- 『ルールある経済社会へ』（松竹伸幸、新日本出版社、2004年）
- 『マルクスは生きている』（不破哲三、平凡社新書、2009年）

四. 日本国憲法と、国民の知的成熟



1. 日本は先進国でまれに見る「ルールなき資本主義」

ILOの労働時間に関する条約を、日本はひとつも批准していない
男女差別・格差の激しい国
非正規労働者にたいする差別・格差
解雇規制法も存在しない
社会保障はあまりに貧弱
利潤第一主義への「規制」をどんどん取っ払う「構造改革」を推進
など、あげればきりが無い。

2. 日本国憲法という大きな「バリケード」を私たちはもっている

日本を「ルールのある経済社会」に変えていくための具体的イメージは？

* 日本国憲法どおりの日本にすること

* より具体的には、憲法を権力担当者に守らせること

世界でもトップランナーをゆく人権規定（主に第3章部分）

平等権 法の下での平等（14条） 両性の平等（24条） 選挙権の平等（44条）

自由権 〔精神の自由〕思想及び良心の自由（19条） 信教の自由（20条）

集会・結社・表現の自由（21条） 学問の自由（23条）

〔身体の自由〕奴隷的拘束及び苦役からの自由（18条） 法的手続の保

証（31条） 逮捕に対する保障（33条） 抑留・拘禁に

対する保障（34条） 住居侵入・搜索・押収に対する保障

（35条） 拷問及び残虐な刑罰の禁止（36条） 刑事被

告人の権利（37条） 自白強要の禁止（38条）

〔経済の自由〕居住・移転・職業選択の自由（22条） 財産権（29条）

社会権 健康で文化的な生存権（25条） 教育を受ける権利（26条） 勤労の

権利（27条） 勤労者の団結権・団体交渉権・団体行動権（28条）

25条（生存権、国の生存権保障義務）を具体化すれば...

* 医療、介護、福祉、社会保障の充実。誰でも安心して暮らせる年金制度。最低賃金の大幅引き上げ。穴なしの生活保護制度。障害者の権利。など...



26条（教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償化）は...

*義務教育はきっぱりタダに。高等教育の無償化。有給教育休暇の創設。など...

27条（労働の権利・義務、勤労条件の法定主義、児童労働の禁止）は...

*雇用政策の促進。解雇規制法の制定。労働基準法の抜本的改善。派遣業務は原則禁止。職業訓練の保証。など...

憲法どおりの日本にすることで、
ルールある経済社会が実現する！



さらに、日本国憲法98条2項に注目

「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」

*国際的に決められた「社会的ルール」を日本国内にどんどん取り入れることのできる開放性を日本国憲法はもっている。

3。国民・労働者の知的成熟が日本の社会変革の大きなカギ

こうした改革を実現するのは、国民・労働者のたたかい

*学ぶ課題は山ほどある

*自分の言葉の力で、まわりの人を変えていく

*自分の言葉を磨くには、徹底的に学ぶしかない

*学習することをあらゆる運動の柱に位置づけ、広げる

*まずは『学習の友』を読みましょう。本をどしどし読みましょう。

近づく総選挙

*主権者として行動しよう、行動のエネルギーは学習から

最終回の次回（7 / 9）は、

「私たちの生きている時代とは - 言葉の力で未来を創る」です。

